

# @クリエイティブ利用規約

2011年2月4日

第2版

NECデザイン&プロモーション株式会社

## 第1章 総則 . . . . . 3

- 第1条 (本規約について)
- 第2条 (サービス内容)
- 第3条 (契約の成立)
- 第4条 (申込みの拒絶)
- 第5条 (契約者が行うサービス変更)
- 第6条 (契約者情報の変更)
- 第7条 (本識別符号)
- 第8条 (権利および義務の譲渡)
- 第9条 (サポート範囲)

## 第2章 料金等 . . . . . 4

- 第10条 (利用料金)
- 第11条 (初期費用)
- 第12条 (月額利用料金)
- 第13条 (消費税等の取扱い)
- 第14条 (振込手数料)
- 第15条 (延滞利息)
- 第16条 (有効期間)

## 第3章 利用条件等 . . . . . 5

- 第17条 (通信利用の制限)
- 第18条 (提供中断)
- 第19条 (提供停止)
- 第20条 (契約者の責任)
- 第21条 (当社の責任)
- 第22条 (免責)
- 第23条 (サービスの種別の変更)
- 第24条 (サービスの廃止)

第4章 サービスの詳細 . . . . . 8

- 第25条 (サーバーの管理責任)
- 第26条 (対象サーバー)
- 第27条 (オペレーティングシステム)
- 第28条 (アカウント)
- 第29条 (セキュリティ対策)
- 第30条 (利用条件)
- 第31条 (緊急避難措置)

第5章 SSL取得代行サービスについて . . . . . 10

- 第32条 (適用)
- 第33条 (申込)
- 第34条 (利用条件)
- 第35条 (利用期間終了後の利用)

第6章 サーバーマネージドサービスについて . . . . . 11

- 第36条 (適用)
- 第37条 (サービス内容)
- 第38条 (権限)
- 第39条 (ルート権限の取得)
- 第40条 (保証)

第7章 雑則 . . . . . 12

- 第41条 (再委託)
- 第42条 (秘密保持)
- 第43条 (通信の秘密の保護)
- 第44条 (個人情報等の保護)
- 第45条 (解約)
- 第46条 (本規約終了後の措置)
- 第47条 (疑義解釈)
- 第48条 (合意管轄)

## 第1章 総則

### 第1条（本規約について）

本規約は、NECデザイン&プロモーション株式会社（以下、「当社」という）が提供する@クリエイティブ レンタルサーバーサービス（以下、「本サービス」という）の内容等について定めるものとします。

2. 当社は本規約を変更することがあります。本規約を変更する場合は、変更する7日前までに電子メールで契約者に通知します。本通知が契約者に到達しなかったとしても、変更後の本規約が適用されるものとします。

### 第2条（サービス内容）

当社が契約者に提供する本サービスの内容は別途公表する通りとします。

### 第3条（契約の成立）

契約者は本規約に同意した上で、当社所定の手続きに従って申込みを行うものとし、当社が申し込みを承諾する内容の電子メールを契約者に返信し、当該メールで指定した入金先へ契約者からの入金があったことを確認した時点をもって契約の成立とします。

### 第4条（申込みの拒絶）

当社は次の場合にはサービス利用の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込内容に虚偽記載があった場合
- (2) 申込者が日本国内に在住していない場合
- (3) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
- (4) 申込者が第19条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当するとき
- (5) 当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき
- (6) 技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるとき
- (7) 申込者が法人でない場合
- (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があると当社が判断するとき

2. 前項により当社が申込みを承諾しない場合、当社はその理由について明らかにしない場合があります。

### 第5条（契約者が行うサービス変更）

契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。

2. 当社は前項の申込を承諾した場合は、契約者に対しその旨を通知します。
3. 第1項の変更申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

### 第6条（契約者情報の変更）

契約者は、以下の各号に該当する事例が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

- (1) 契約者の商号、住所の変更
- (2) 連絡先名、連絡先の部署名、電子メールアドレス、電話番号の変更

(3)法人の合併または解散を行う場合

2. 前項の届け出があった場合、契約者にその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

#### 第7条（本識別符号）

当社は、本サービスを利用するための識別符号（以下「本識別符号」という）が必要な場合には、本サービス提供開始前までに文書にて契約者に通知します。

2. 契約者は、本識別符号のうちパスワードを変更することができます。
3. 契約者は、自己の費用と責任において本識別符号の管理および使用を行うものとし、その使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとしします。

#### 第8条（権利および義務の譲渡）

契約者および当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本規約により生じる権利もしくは義務の全部または一部を第三者に譲渡したまたは引受けさせてはならないものとしします。

#### 第9条（サポート範囲）

本サービスの利用に関する契約者からの問い合わせは、原則として、本サービスに関する固有の事項に限るものとし、インターネットやパソコン、サーバー、ソフトウェアに関する一般的情報の提供や、契約者の利用環境に関するサポートは行わないものとしします。なお当社が一時的にこの範囲を超えてサポートを行う事例があっても、その事例をもって契約者へのサポート範囲の拡大を意味するものではありません。

## 第2章 料金等

#### 第10条（利用料金）

本サービスの利用料金は、初期費用、月額利用料金その他の利用料金からなるものとしします。

#### 第11条（初期費用）

契約者は、別途当社が提示する期日までに、初期費用およびこれに係る消費税等相当額を当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとしします。

#### 第12条（月額利用料金）

契約者は第18条（提供中断）または第19条（提供停止）の規定により本サービスの提供中断または停止があった期間も含め、本サービスの提供開始日からその解除その他の終了があった日までの期間の各月について、別途当社が提示する月額利用料金を当社に支払うものとしします。

2. 当社は、翌月分の月額利用料金およびこれに係る消費税等相当額について、当月15日までに書面により契約者に請求し、契約者は、当該請求書を受領した月の当月末日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により当該請求金額を当社に支払うものとしします。
3. 第5条（契約者が行うサービス変更）に従い、本サービスの内容が変更され、かつこれに伴い月額利用料金に変更がある場合、当該変更月の翌月分の月額利用料金から変更するものとしします。

4. その他の利用料金の支払い条件については、別途当社が指定する以外は、前3項に準ずるものとし、

#### 第13条（消費税等の取扱い）

契約者は、本サービスの利用料金に係る消費税等を負担するものとし、当社が別途算出する消費税等相当額を支払うものとし、

#### 第14条（振込手数料）

本サービスの利用料金の口座振込に係る銀行手数料およびこれにかかる消費税等相当額は、契約者がこれを負担するものとし、

#### 第15条（延滞利息）

契約者は、本サービスに係る利用料金その他の債務（延滞利息を除く。）が支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数について、年14.6%の割合で算出した額を、当社に対し支払うものとし、ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

#### 第16条（有効期間）

本サービスの最低利用期間は、別途当社が通知する利用開始日の翌月末までとし、最低利用期間内に利用規約が解除・解約等により終了した場合は、手数料として解除日または解約日の翌日から最低利用期間終了日までの利用料金相当額を、解除日または解約日から10日以内に支払うものとし、

2. 契約者および当社のいずれから何らの意思表示もなされない場合、本規約はさらに1ヵ月間延長されるものとし、以後期間満了毎にこの例によるものとし、
3. 前項の規定にかかわらず、契約者は解約したい日の1ヵ月前までに、当社所定の書面により当社に通知することにより、本規約を解約することができるものとし、

### 第3章 利用条件等

#### 第17条（通信利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの提供を中断する措置をとることができるものとし、

#### 第18条（提供中断）

当社は、次の場合には、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとし、

- (1)本サービス用システム、設備の保守、工事上その他やむを得ない必要がある場合
- (2)停電、火災等の事故や、地震や津波、洪水等の天災によりサービス提供ができなくなった場合
- (3)サーバーその他の移転のため、本サービスの運用を中断する場合
- (4)第17条（通信利用の制限）の規定により中断する場合

- (5)電気通信事業者が電気通信サービスを停止した場合
  - (6)その他、運用上あるいは技術上、当社がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断する場合は、この限りではありません。
  3. 第1項の規定により中断する日時については、あらかじめ当社が指定した時間とし、契約者と当社で調整しないものとします。

#### 第19条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1)本サービスに係る費用、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合
  - (2)第20条（契約者の責任）第2項の規定により停止する場合
  - (3)本規約に違反した場合
  - (4)その他契約者の責に帰すべき事由により当社の業務に著しい支障をきたす場合、またはそのおそれのある場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由ならびに提供を停止する日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断する場合は、この限りではありません。

#### 第20条（契約者の責任）

契約者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に規定する事項を行わないとともに、これらに関する疑義を生じさせず、かつ当社による本サービスの提供に支障の生じることのないようにするものとします。

- (1)有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (2)本サービスにより利用しうる情報を改竄または消去する行為
- (3)第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (4)第三者を誹謗もしくは中傷しまたはその名誉を傷つけるような行為
- (5)第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為
- (6)公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (7)事実と反する情報または意味のない情報を書き込む行為
- (8)公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (9)当社のネットワークおよび本サービスを提供するにあたり使用している設備等に不正にアクセスする行為
- (10)他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (11)宣伝・勧誘等を目的とした電子メールや他者が嫌悪感を抱く電子メール等を他者に対し、無断で送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、およびこれらに類似する行為。
- (12)再販、再レンタル、再使用許諾等、契約者の受け得る本サービスを不特定または多数人に使用させる全ての行為
- (13)詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (14)わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載

する行為

- (15)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (16)違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (17)違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18)人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
- (19)人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (20)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (21)その他法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (22)前各号にいずれかに該当するおそれがあると当社が判断する行為
- (23)その他本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれがあると当社が判断する行為

- 2. 当社は、契約者が前項各号に掲げる行為に係る情報の全部または一部について、当社が別途定める手続に従い当該情報の全部または一部の掲載を停止または削除する権利を留保するものとします。
- 3. 契約者は、本サービスを利用する端末設備について、操作上の過誤または不正使用等による誤動作を防止するための措置をとるものとします。
- 4. 契約者は、本サービスを利用して受信し、または送信する情報については、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

#### 第 21 条（当社の責任）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスの提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った日から起算して、弊社営業日で 3 日を超えてその状態が連続した場合に限り、契約者による損害の賠償請求に応じるものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

- 2. 前項の場合における本サービスの損害賠償額の範囲は、契約者に現実に発生した通常損害とし、その損害賠償額は、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った日以後その状態が連続した日数から 3 営業日を除いた日数を 30 で除した数に月額利用料金を乗じて算出した額（小数点以下の端数は切り捨て）とします。
- 3. 本条第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかった場合（第 18 条の提供中断および第 19 条の提供停止を含みません。）は、前 2 項の規定は適用されないものとします。ただし、その場合の損害賠償の範囲は直接かつ通常の損害に限られ、損害賠償の総額は、契約者が支払った最終月までの連続する 3 ヶ月の月額利用料金（月額利用料金の支払が 3 ヶ月に満たない場合は、支払った月額利用料金）の範囲を超えないものとします。
- 4. 当社は、本サービスに関する本サービス用システムの障害、契約者における端末設備の誤動作、障害、不正使用、天災、事変その他の不可抗力等その他当社の責に帰すべからざる事由に基づく本サービスの不履行に関し、一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、本条に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. 第三者の責に帰すべき事由に起因して本規約に基づき当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当社の損害賠償の総額は、当社が当該第三者から受領した賠償額を超えないものとします。

#### 第 22 条（免 責）

- 当社は、前条の場合を除き、本サービス用システムの保守、交換、改善その他の変更もしくは故障その他の障害または第三者の故意または過失による契約者の情報の利用不能、送信遅延、誤送、消失、改竄および漏洩ならびにこれにより発生した損害を含め、契約者が本サービス利用に関して被った損害について、原因の如何にかかわらず、損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。
2. 契約者による本サービスの利用またはこの利用に関連または関係する契約者の何らかの行為を原因として第三者から当社に対し何らかの要求、訴訟その他の請求（以下「当該紛争等」という）が提起された場合、契約者は、自己の費用と責任において、当該紛争等の解決に当たるものとし、かつ当社を一切免責するものとします。万一当該紛争等に関連して当社に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責任を負うものとします。

#### 第 23 条（サービスの種別の変更）

当社は、契約者に利用するサービス品目の変更を要請することがあります。この場合、契約者は、当社の当該要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

#### 第 24 条（サービスの廃止）

- 当社は、当社の都合によりやむを得ず本サービス、もしくは特定のサービス品目を廃止することがあります。その場合、廃止する 1 ヶ月前までに契約者に対し通知を行うものとします。
2. 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

### 第 4 章 サービスの詳細

#### 第 25 条（サーバーの管理責任）

契約者は契約の対象となっている専用サーバー（以下「対象サーバー」という）について、そのオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバーソフトウェア等のソフトウェアや、アカウント、システム等、そのすべての管理責任が自己にあることを、あらかじめ了承するものとします。

#### 第 26 条（対象サーバー）

- 契約者が当社に支払う初期費用は対象サーバーのハードウェアの対価ではなく、そのため対象サーバーの所有権は当社にあり、本サービスの利用期間終了後も、契約者に引き渡すことはないものとします。
2. 当社は契約者から要望があった場合でも、ハードディスクの増設・換装は行いません。

3. 当社は対象サーバーに物理的障害が発生しないこと、対象サーバー上のデータが破損しないことについて一切保証いたしません。
4. 対象サーバーに物理的障害が発生した場合、当社は対象サーバーの製造元の協力の下、迅速な復旧に努めますが、復旧が可能であることや、復旧予定時間については、一切保証しないものとします。また物理的障害が発生した場合には、復旧によって対象サーバーを初期状態に戻すことがあり、対象サーバー内のデータ等が完全に消去される場合があることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。
5. 契約者はデータセンターに入室することはできません。

#### 第 27 条（オペレーティングシステム）

契約者は、当社から契約者に対して提供されるオペレーティングシステム（以下「提供OS」という）以外のオペレーティングシステムを使用することはできないものとします。

2. 提供OSは、対象サーバーにおける利用を目的として提供されるものであり、第三者に利用させたり、対象サーバー以外で利用したりすることはできないものとします。
3. 当社は提供OSについてその本来の機能・性能・安全性を超えるサービスを提供したり、保証することはありません。
4. 当社は提供OS上にて、契約者が作成し、または第三者が提供したソフトウェアが動作することについて一切保証いたしません。
5. 当社は提供OSの不具合、欠陥等により契約者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 28 条（アカウント）

契約者は、本サービスにおいて提供されるアカウントを自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の対策を講じるものとします。

2. 当社は契約者のアカウントを保持、管理いたしません。なお当社が対象サーバーの操作を行う必要がある場合には、契約者は当社用の一時的なアカウントを作成し、そのIDとパスワードを当社に通知するものとします。
3. 契約者はアカウントのIDまたはパスワードを失念し、または第三者に漏洩した可能性がある場合には直ちに当社に連絡しなければならないものとします。
4. 契約者がアカウントのIDまたはパスワードを紛失・失念したことにより対象サーバーにログインできなくなった場合は、当社は対象サーバーの利用を再開するために提供OSの再インストールを行います。契約者はこれにより対象サーバー内の全ての情報が失われることを、あらかじめ了承するものとします。
5. 前項による再インストールは当社が契約者の委託を受けて有償でこれを行うものとします。
6. 当社は、契約者のアカウントの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても当該契約者の故意過失の有無に拘わらず一切の責任を負わないものとします。

#### 第 29 条（セキュリティ対策）

契約者は本サービス利用期間中、アップデート、セキュリティパッチの適用等、対象サーバーないしソフトウェア等のセキュリティを確保するための対応を全て自ら実施する責任があることを、あらかじめ了承するものとします。

### 第 30 条（利用条件）

ドメインを使用する際には、対象サーバーにてDNSサーバーを動作させ、これをプライマリDNSサーバーとして指定するものとします。セカンダリDNSサーバーについては、ドメイン1個分は当社が無償で提供しますが、2個目以降は有償となります。

2. 当社が別途定めた場合の他は、対象サーバーに付与されるIPアドレスは1個のみとします。なお別途有償にて追加のIPアドレスを申し込む場合、IPアドレスの連続性が確保できない場合や、利用中のIPアドレスの変更が必要になる場合があります。
3. 当社が契約者に提供しているサービス、ソフトウェア等については、契約者はこれらの提供者と独自に契約を締結して、ソフトウェアのアップグレード、サポートの提供を受けることはできません。

### 第 31 条（緊急避難措置）

当社は、以下の各号に規定する事由が発生した場合には、緊急避難措置として、必要に応じて、対象サーバーの回線を切断し、または、対象サーバーの電源を切断することができるものとします。

- (1) 対象サーバーが第三者からの攻撃を受けまたは受けようとしている場合
- (2) 他のサーバーや回線に悪影響を与えまたは与えようとしている場合
- (3) コンピュータウイルスに感染した場合
- (4) 第三者に管理権限を奪取された場合
- (5) 5分間で平均して1Mbps以上の回線帯域を使用した場合
- (6) その他情報セキュリティを確保するために当社が必要と認めた場合

## 第 5 章 SSL取得代行サービスについて

### 第 32 条（適用）

前各条の規定にかかわらず、SSLが標準で付されていないサービスプランにおいて、契約者がSSL取得代行サービスを申し込む場合については、本章の規定が適用されるものとします。

### 第 33 条（申込）

SSL取得代行サービスは、当社が指定するSSLサーバー証明書発行者（以下「指定発行機関」という）のSSLサーバー証明書の発行を、契約者が当社宛に申し込むものとします。

2. 指定発行機関以外が発行するSSLサーバー証明書や、指定発行機関が発行するSSLサーバー証明書であっても、当社に対する申込によって取得したものでないSSLサーバー証明書を、SSL取得代行サービスにて利用することはできないものとします。
3. 契約者はSSL取得代行サービスの申込に際して、場合により、使用するサーバーの変更や、サーバー上の各種設定の変更、データの移動が必要になることをあらかじめ了承するものとします。
4. 契約者はSSL取得代行サービスの実際の利用開始が、審査の状況等により、遅れる場合があることをあらかじめ了承するものとします。

#### 第 34 条（利用条件）

SSLサーバー証明書の詳細な利用条件については、指定発行機関が定める約款によるものとします。

#### 第 35 条（利用期間終了後の利用）

本サービスの利用期間終了後において、契約者が当社に申し込んで取得した指定発行機関のSSLサーバー証明書を当社が拘束することはありません。ただし当社にかかるSSLサーバー証明書の、第三者の運営するレンタルサーバーサービス等での利用可否については一切保証いたしません。

### 第 6 章 サーバーマネージドサービスについて

#### 第 36 条（適用）

前各条の規定にかかわらず、契約者が、サーバーマネージドサービスを別途申し込んだ場合は、本章の規定を適用するものとし、以下の規定が前条までの規定と矛盾する場合には、本章の規定が優先するものとします。

#### 第 37 条（サービス内容）

サーバーマネージドサービスが適用された対象サーバーについては、当社は、ルート権限により行うべき対象サーバーの設定、管理を行い、契約者からの依頼を待つことなく、導入パッケージのアップデートおよびセキュリティアップデートを適用します。

2. サーバーマネージドサービスが適用された対象サーバーについては、当社は、第 9 条（サポート範囲）に定める範囲内で、契約者からの質問に回答します。

#### 第 38 条（権限）

サーバーマネージドサービスの性質上、契約者にはユーザー権限のみが提供され、ルート権限は提供されません。

2. ルート権限が必要な作業が発生した場合には、契約者は別途当社が定める条件に基づき、当社へ作業を依頼するものとします。ただし当社は当該作業の実施により当該サーバーの管理を継続することや著しいセキュリティの低下を招くおそれがあると当社が判断する場合には、依頼された作業の実施をお断りする場合があります。
3. 前項による当社による作業はすべて契約者からの指示に基づくものとし、かかる作業の結果、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 39 条（ルート権限の取得）

契約者においてルート権限を取得することを希望する場合は、当社が提供するOSクリアインストールを行うことに同意の上、サーバーマネージドサービスの解約を申し出るものとします。

2. 前項の場合において、既に支払済の利用料金は返還できません。さらに、未払いの利用料金がある場合には、当該利用料金の入金後、ルート権限を引渡すものとします。

#### 第 40 条（保証）

サーバーマネージドサービスは、第三者が提供するOSを使用し、現時点での一般的な技術水準に準拠することを前提としています。当該OSには脆弱性が都度存在し、かつ、当社によるアップデートまでには時間的な間隙が存在することになります。また当社はユーザー権限を使用して管理可能な領域における脆弱性については関知いたしません。そのためサーバーマネージドサービスを利用する場合であっても、(1)対象サーバーが常に脆弱性の存在しない状態であること、(2)OS提供者によるアップデートパッチ提供後直ちにアップデートパッチが適用されること、(3)ユーザー領域に存在しているシステム、ソフトウェアに脆弱性が存在しないことについては、当社は一切保証いたしません。

## 第7章 雑則

### 第41条（再委託）

当社は、本サービスの提供のために合理的に必要な範囲内で、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を再委託することができるものとします。

2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、当該第三者に本規約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、当該第三者の行為につき契約者に対し一切の責任を負うものとします。

### 第42条（秘密保持）

本規約において秘密情報とは、本規約有効期間中、本規約に関連して契約者および当社が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものならびに提供資料をいいます。ただし、契約者が本サービスを利用して知り得た顧客の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレスならびに商品等の購入状況その他の個人情報等（単体または他の情報と照合することにより個人を特定できる情報をいう。以下「個人情報」という）は、次の各号の一に該当するか否かにかかわらず、契約者の秘密情報とします。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有形の媒体に記録された情報、および電子メール等の無形媒体にて取り交わされた情報。
  - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本規約における秘密情報として取扱わないものとします。
    - (1) 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報
    - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
    - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
    - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報
    - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報
  3. 契約者および当社は、本規約有効期間中のみならず本規約終了後においても、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとし、また本規約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。
  4. 契約者および当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。ただし、契約者が本サービス用設備から個人情報をダウンロードにより入手した場合、当該個人情報について、

契約者は、自己の責任においてこれを管理するものとし、当社は何らの責任も負わないものとし、

5. 契約者および当社は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみを開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとし、
6. 契約者および当社は、本規約が終了した場合または相手方から要求があった場合には、当該相手方の指示に従い、秘密情報およびその複製物を速やかに当該相手方に返還または廃棄（当該秘密情報およびその複製物が電磁的媒体等に固定されている場合には、当該電磁的媒体等から消去）するものとし、
7. 当社は、本条に定める当社の義務と同等の義務を課すことを条件に、第 41 条（再委託）に定める再委託先に対し秘密情報を開示することができるものとし、

#### 第 43 条（通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとし、
3. 当社は、契約者が第 20 条（契約者の責任）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

#### 第 44 条（個人情報等の保護）

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下「個人情報等」という）を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2. 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者へ開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとし、
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第 2 項の規定にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとし、
4. 当社は、本規約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとし、但し、本規約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとし、

#### 第 45 条（解 約）

契約者および当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず本規約の全部または一部を解約することができるものとし、

- (1) 本規約の条項の一に違反し、かつ、当該違反に関する自己からの書面による通告を受領した後 30 日以内にこれを是正しない場合

- (2)差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされた場合
  - (3)自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受け、または支払停止状態に至った場合
  - (4)前2号の他その財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
2. 契約者において前項各号の一に該当する事由が生じた場合には、当社に対する本規約に基づく支払債務につき当然に期限の利益を失い、契約者は当社に対し、当該支払債務の全額および消費税等相当額を直ちに支払うものとします。

#### 第46条（本規約終了後の措置）

期間満了、解除、解約その他理由の如何にかかわらず、本規約が終了した場合は、契約者がサーバー内に保管したすべての情報について、当社はこれを保管する義務を負わず、いつでも任意にこれを消去できるものとします。

2. 本規約が前条第1項に基づく解除その他の理由により終了した場合であっても、第8条（権利および義務の譲渡）、第15条（延滞利息）、第20条（契約者の責任）第2項、第21条（当社の責任）、第22条（免責）、第41条（再委託）第2項、第42条（秘密保持）、前条（解約）第2項、第48条（合意管轄）および本条の各規定は、なおその効力を有するものとします。

#### 第47条（疑義解釈）

本規約に定めのない事項および本規約条項中疑義の生じた事項については、契約者当社別途協議のうえ決定する。

#### 第48条（合意管轄）

本規約に関連して生じた契約者当社間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上